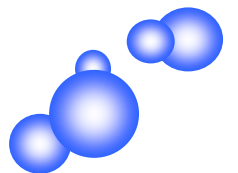


- 付属資料



● 計画策定経過

日 付		会 議 等	内 容
平成 15 年	5 月 2 8 日	懇話会	・「男女共同参画計画」策定について市長へ提言
	7 月 1 5 日	推進会議	・計画策定に向けての方針・スケジュール決定
	7 月 1 8 日	検討会	・計画策定に向けての方針・スケジュール説明
	8 月 5 日	推進会議	・男女共同参画推進会議設置要綱の一部改正の承認 ・市民意識調査の内容について検討 ・男女共同参画に関する諮問機関の設置条例（案）検討
	8 月 2 5 日	検討会	・男女共同参画推進会議設置要綱の一部改正の報告 ・市民意識調査の実施について ・男女共同参画に関する諮問機関の設置について
	9 月 1 0 日	懇話会	・市民意識調査質問項目の検討
	1 0 月 6 日	検討会	・市民意識調査実施スケジュールの報告
	1 0 月 9 日 ～ 3 1 日	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 対象：市内在住 2 0 歳以上の男女 2 , 0 0 0 人	
	1 2 月 1 8 日	推進会議・検討会・懇話会	・男女共同参画についての勉強会（講師：静間敏子氏）
		推進会議	・男女共同参画推進委員会設置に伴う委員選出について ・公募委員の選考方法について
		議会	・男女共同参画推進委員会設置条例の上程
平成 16 年	3 月 1 0 日	検討会・懇話会合同	・計画策定の基本的考え方について検討 ・市民意識調査分析作業
	3 月 2 4 日	推進会議	・計画策定の基本的考え方について決定 ・市民意識調査分析の進捗状況について報告
	3 月 2 9 日	推進委員会	・委員長，副委員長の選出 ・計画策定の基本的考え方について説明 ・市民意識調査の実施について報告
		検討会・懇話会合同	・市民意識調査分析作業
	6 月 2 4 日	検討会・懇話会合同	・市民意識調査分析作業
	7 月 5 日	推進委員会	・計画策定について諮問 ・審議会等の会議の公開について
		推進委員会・推進会議 検討会・懇話会	・男女共同参画についての研修会（講師：長谷川幸介氏）
	9 月 2 7 日	検討会・懇話会合同	・「男女共同参画に関する市民意識調査」分析結果報告 ・計画の基本理念，基本目標，主要課題について検討

日 付		会 議 等	内 容
平成 16 年	1 0 月 6 日	推進会議	・「男女共同参画に関する市民意識調査」分析結果報告 ・計画の基本理念，基本目標，主要課題について検討
	1 0 月 1 8 日	推進委員会	・「男女共同参画に関する市民意識調査」分析結果報告 ・計画の基本理念，基本目標，主要課題について審議
	1 1 月 2 日	検討会・懇話会合同	・計画の基本目標，主要課題の具体的内容について検討 ・施策の方向について検討
	1 1 月 1 1 日	推進会議	・計画の基本目標，主要課題の具体的内容について検討 ・施策の方向について検討 ・計画（案）の公表及び意見募集の実施について検討
	1 1 月 2 1 日	推進委員会	・計画の基本目標，主要課題の具体的内容について審議 ・施策の方向についての審議 ・計画（案）の公表及び意見募集の実施について審議
	1 2 月 3 日	検討会・懇話会合同	・施策の方向の具体的内容について検討 ・実施計画の具体的事業について検討
	1 2 月 7 日	議会（全員協議会）	・計画策定の進捗状況を報告
	1 2 月 1 0 日 ～ 1 月 1 1 日	計画（案）の公表及び意見募集	
	1 2 月 1 5 日	各課に対し実施計画についてのヒアリング実施	
	1 2 月 2 1 日	検討会・懇話会合同	・実施計画の具体的事業について検討
平成 17 年	1 月 1 8 日	推進会議	・計画（案）に対する意見募集結果について報告 ・基本計画の内容について検討 ・実施計画の内容について検討 ・計画の名称について検討
	1 月 2 0 日	推進委員会	・計画（案）に対する意見募集結果について報告 ・基本計画の内容について審議 ・実施計画の内容について審議 ・計画の名称の決定
	2 月 1 4 日	推進委員会	・「男女共同参画推進計画」について答申
	2 月 2 5 日	庁議	・「男女共同参画推進計画」の決定
	3 月	議会（全員協議会）	・計画策定について報告

推進委員会：守谷市男女共同参画推進委員会

推進会議：守谷市男女共同参画推進会議

検討会：守谷市男女共同参画推進会議検討会

懇話会：守谷市ハーモニー懇話会

● 守谷市男女共同参画推進委員会設置条例

平成15年12月18日

条例第23号

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、守谷市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画計画の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する。

2 委員会は、男女共同参画の推進方策に係る事項について適宜報告を受けるとともに、必要に応じ守谷市男女共同参画推進会議に対し提言又は助言を行うことができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

3 委員のうち、2人は公募選出によるものとする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）関係機関及び団体の構成員

（3）公募委員

（4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

● 守谷市男女共同参画推進委員会委員名簿

任期：平成16年3月1日～平成19年2月28日

氏 名	所 属	備 考
長 谷 川 幸 介	茨城大学生涯学習教育研究センター助教授	委員長
又 末 成 人	守谷市議会議員	
小 松 崎 京 子	大八洲開拓農業協同組合	
染 谷 桂 子	守谷市ボランティア協会	副委員長
宮 本 三 千 代	守谷市商工会	
仙 波 奉 日 呂	明星電気(株)守谷工場	
赤 井 紀 子	女性セミナー連絡協議会	
渡 部 弘	守谷市小中学校PTA連絡協議会	
柳 生 進	公 募	
渋 井 芳 子	公 募	

所属は委員就任時のものです。

● 守谷市ハーモニー懇話会設置要項

平成9年10月6日

告示第65号

(趣旨)

第1条 守谷市における男女共同参画意識の啓発及び男女共同参画社会形成のため、守谷市ハーモニー懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項に関して協議を行う。

- (1) 男女共同参画意識の啓発事業の推進に関する事。
- (2) 女性の社会参画の推進に関する事。
- (3) 女性団体活動の促進と相互の連携・交流の促進に関する事。
- (4) その他、必要と認める事項

(構成)

第3条 懇話会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会には、座長及び副座長1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により決定する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて座長が招集しその議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、くらしの支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年3月26日 告示第26号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

● 守谷市八一モ二一懇話会委員名簿

任期：平成15年6月1日～平成17年5月31日

氏 名	備 考
会 沢 明 子	
井 出 恵	
稲 葉 成 子	
川 上 順 子	
高 橋 正 子	副座長
畠 山 昭 子	
山 口 工 三	座 長
横 山 直 子	
渡 末 静 江	

● 守谷市男女共同参画推進会議設置要綱

平成9年10月6日

告示第64号

(趣旨)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には市長、副会長には助役を、委員には収入役、教育長及び部長職をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

(検討会)

第5条 推進会議に検討会を置く。

2 検討会は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査、検討
- (2) 守谷市ハーモニー懇話会からの提言の検討
- (3) その他推進会議に付議する事項の整理

3 検討会は、委員長及び委員で構成する。

4 委員長にはくらしの支援課長を充て、委員は別表に掲げる課、室、所及び協議会の職員のうちから市長が任命する。

5 検討会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、くらしの支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成11年3月29日 告示第17号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日 告示第19号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日 告示第25号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日 告示第64号）

この告示は、平成15年6月26日から施行する。

附 則（平成15年8月21日 告示第71号）

この告示は、平成15年8月21日から施行する。

別表（第5条関係） 検討会の構成

課	室	所	協 議 会
く	ら	し	の 支 援 課
総	務		課
秘	書		課
企	画		課
生	活	環 境	課
総	合	窓 口	課
経	済		課
社	会	福 祉	課
児	童	福 祉	課
保	健	セ ン ター	
介	護	福 祉	課
都	市	計 画	課
駅	周 辺	ま ち づ くり 推 進 室	
学	校	教 育	課
生	涯	学 習	課
社	会	福 祉 協 議 会	

● 守谷市男女共同参画推進会議委員名簿

氏 名	所 属	備 考
会 田 真 一	市 長	会 長
高 橋 一 成	助 役	副会長
穂 戸 田 章	収入役	(~ H16.11.30)
岡 賢 市	教育長	
大 徳 正 夫	総務部長	(~ H16. 3.31)
下 村 文 男		(H16. 4. 1 ~)
笠 見 陣	生活経済部長	
山 本 千 三	保健福祉部長	
橋 本 孝 夫	都市整備部長	
石 塚 秀 春	教育部長	

● 守谷市男女共同参画推進会議検討会委員名簿

部	課	職 名	氏 名	備 考
総務部	総務課	係 長	佐 藤 俊 之	
	秘書課	係 長	高 橋 弘 人	
	企画課	主幹(係長)	椎 名 敏 江	
生活経済部	くらしの支援課	課 長	菊 地 充	委員長
		室 長	岡 田 晃 一	(H16. 4. 1～)
		係 長	坂 登 司 男	(～H16. 3.31)
	生活環境課	主幹(係長)	染 谷 節 子	
	総合窓口課	主幹(係長)	鈴 木 和 子	(～H16. 3.31)
		主幹(係長)	寺 田 ひ と み	(H16. 4. 1～)
	経済課	係 長	浦 有 利 子	
保健福祉部	社会福祉課	主幹(係長)	軽 辺 静 子	(～H16. 3.31)
		主幹(係長)	会 田 正 夫	(H16. 4. 1～)
	児童福祉課	係 長	塚 本 仁 子	
	保健センター	主幹(係長)	斉 藤 美 恵 子	(～H16. 3.31)
		主幹(係長)	古 谷 善 男	(H16. 4. 1～)
	介護福祉課	係 長	小 林 伸 稔	(～H16. 3.31)
		主幹(係長)	斉 藤 美 恵 子	(H16. 4. 1～)
都市整備部	都市計画課	主幹(係長)	会 田 正 夫	(～H16. 3.31)
		係 長	浅 野 克 夫	(H16. 4. 1～)
駅周辺まちづくり推進室		係 長	濱 田 耕 志	
教育委員会	学校教育課	主幹(係長)	高 橋 文 江	
	生涯学習課	係 長	笠 見 高 志	
社会福祉協議会		主 事	貝 塚 千 佳 子	

● 茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条 - 第18条）

第3章 性別による権利侵害の禁止（第19条）

付則

人はすべての法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を急速に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例 (昭和 3 8 年茨城県条例第 4 5 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

「

茨城県青少年 健全育成審議 会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について 必要な事項を調査審議すること。
-----------------------	--

を

」

「

茨城県男女共 同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例 (平成 1 3 年茨城県条例第 1 号) に規定する事 項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議するこ と。
茨城県青少年 健全育成審議 会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について 必要な事項を調査審議すること。

に

」

改める。

● 男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況に堪がみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会の経済情勢の変化に対応できる豊で活力ある社会を実現することの緊要性に堪がみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに堪がみ、社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、団お経動産各社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を

総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及びその他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

付則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

● 男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）の概要

第1部 基本的な考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
 - (2) 男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的な考え方と構成
 - (1) 男女共同参画基本計画の考え方
 - (2) 男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - (2) 地方公共団体等における取組の支援，協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - (3) 企業，教育・研究機関，その他各種機関・団体等の取組の支援
 - (4) 調査の実施及び情報・資料の収集，提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3) 法識字の強化及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
 - (2) 母性健康管理対策の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力発揮等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
 - (4) 多様な就業ニーズを踏まえた休業環境の整備
 - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ウ 女性起業家，家族従業者等に対する支援
 - エ 在宅勤務，SOHO等，新しい就業形態等に係る施策の推進
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
 - (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
 - (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
 - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の層の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - (3) 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女共同参画の促進
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
 - (2) 高齢期の所得保障
 - (3) 高齢者の社会参画の促進
 - (4) 障害のある者への配慮の重視
 - (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
 - (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携の推進
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処
 - イ 被害者への配慮
 - (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の取締の強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ウ 国際的同行への対応
 - (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

- イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者の支援及び防犯対策
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
 - (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
 - (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 妊娠・結婚期における女性の健康支援
 - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
 - (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV/エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
 - (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
 - (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 国連の諸活動への協力
 - イ WID/ジェンダーの推進
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - オ 国際交流・協力の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
 - (1) 男女共同参画会議の機能発揮
 - ・男女共同参画会議の機能発揮
 - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
 - (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
 - ・施策の総合的推進、フォローアップ等

- ・年次報告等の作成
 - ・行政職員の研修機会等の充実
 - ・国際機関，諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
 - ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
 - ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
 - ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
 - ・男女共同参画推進本部署の充実等
 - ・苦情の処理等のための，行政相談員，人権擁護委員等の積極的活用
- 2 調査研究，情報の収集・整備・提供
- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
 - ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
 - ・我が国の取組の海外への発信
- 3 国の地方公共団体，ＮＧＯに対する支援，国民の理解を深めるための取組の強化
- ・地方公共団体に対する支援の強化
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
 - ・ＮＧＯとの連携の強化
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別もなし同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文章にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を侵害するものでもあり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国債管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び相恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独占の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家族及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根絶となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実現すること及びこのための女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基盤として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- （a） 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- （b） 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- （c） 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- （d） 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- （e） 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- （f） 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- （g） 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規則を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は個別の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- （a） 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- （b） 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含むことを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の買春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置

をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等な条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政治的機関及び政治団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基盤として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、修学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家庭計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会。

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基盤として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利。
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取り扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子にして実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが照明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

家族給付についての権利

- (a) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (b) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮にいれるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び共同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居住及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利。
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、この権利は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務づけるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、25番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出にあたっては、委員の配分が地理的に均衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選挙された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会は委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続き規則を採用する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合をする。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な生活を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国についての効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく、加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託するところによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条例の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定を拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通知により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠をして、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

● 男女共同参画における国内外の動き

年号	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	守谷市の取組
1975 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部 設置 ・婦人問題企画推進会議 開催		
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定		
1978 (S53)			・婦人問題を担当する 課として、生活福祉部 に青少年婦人課設置	
1979 (S54)	・国連第34回総 会「女子差別撤廃 条約」採択			
1980 (S55)	・「国連婦人の十 年」中間年世界会 議(コペンハーゲ ン) ・「国際婦人の十 年後半期行動プ ログラム」採択		・婦人児童課において 婦人問題担当 ・第2次県民福祉基本 計画において「婦人の 福祉の向上」として位 置付ける	
1981 (S56)		・「国内行動計画後期重 点目標」策定		
1985 (S60)	・「国連婦人の十 年」ナイロビ世界 会議(西暦2000 年に向けての) 「婦人の地位向 上のためのナイ ロビ将来戦略」採 択	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」 の公布 ・「女子差別撤廃条約」 批准		
1986 (S61)		・婦人問題企画推進本部 拡充:構成を全省庁に拡 大、婦人問題企画推進有 識者会議開催	・新茨城県民福祉基本 計画において「女性の 地位向上と社会参加 の促進」として位置付 ける	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向け ての新国内行動計画」策定		

年号	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	守谷市の取組
1990 (H2)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人問題推進有識者会議による女性プラン策定に関する提言 ・茨城県女性対策推進本部の設置	
1991 (H3)		・「育児休業法」の公布	・いばらきローズプラン21の策定 ・婦人児童課内に女性対策推進室を設置 ・いばらきローズプラン21推進委員会の設置	
1993 (H5)			・児童福祉課女性青少年室を設置	
1994 (H6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・女性青少年課を設置	
1995 (H7)	・第4回世界女性会議 - 平等，開発，平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	・男と女・ハーモニー週間の設定	
1996 (H8)		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「いばらきハーモニープラン」策定	・総務部企画調整課で女性行政への取組開始
1997 (H9)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		・男女共同参画推進会議を設置 ・ハーモニー懇話会を設置
1998 (H10)				・総務部企画調整課に女性・国際化推進グループを設置

年号	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	守谷市の取組
1999 (H11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	・女性青少年課が福祉部から知事公室に組織替	
2000 (H12)	・国連特別総会「女性2000 年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・「茨城県男女共同参画推進条例」施行 ・男女共同参画審議会設置	・第一期ハーモニー懇話会からの提言(計画策定について)
2002 (H14)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」, 「平成13年度監視」, 「苦情処理等システム」	・「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」策定	・「守谷市総合計画」に「男女共同参画社会の実現」が位置付けられる
2003 (H15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議		・総務部企画課から生活経済部くらしの支援課人権・同和対策室へ所管移行 ・第二期ハーモニー懇話会からの提言(計画策定について) ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2004 (H16)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ		・男女共同参画推進委員会設置 ・くらしの支援課人権・同和対策室から活動支援グループへ所管移行
2005 (H17)				・「守谷市男女共同参画推進計画」策定

● 用語解説

行	用 語	解 説
あ行	育児・介護休業法	労働者が申し出を行うことによって育児休業（１歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律。平成１３年１１月には「改正育児・介護休業法」が公布され、平成１４年４月から時間外労働の制限や勤務時間短縮などの措置の対象となる子の年齢が３歳まで引き上げられるなどの改訂が行われた。
か行	介護保険制度	老後の最大の不安要素である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成１２年４月に「介護保険法」が施行された。
	家族経営協定	家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になる。
	国際婦人年	昭和４７年の第２７回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動をおこなうべきことが提唱され、昭和５０年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和５１年～昭和６０年の１０年間を「国際婦人の十年」とした。
さ行	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成１２年５月成立、同年１１月に施行。被害者からの警察への相談・申し出に応じ、つきまとい等の行為者に対し「警告」を、さらに従わなかった場合は国家公安委員会が「禁止命令」を、それにも違反した場合は刑事罰が科せられる。
	性別による固定的役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
	セクシュアル・ハラスメント	性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること。または性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えること。
	SOHO	Small Office Home Office の略。情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態のこと。
た行	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の検討の確保を図ることを目的とする法律。平成１１年４月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇にいたるまでの雇用管理のすべての段階における女性差別が禁止された。

行	用 語	解 説
た行	テレワーク	情報通信を活用した遠隔型の就労形態のこと。その形態の一つとして、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先で仕事をする「モバイルワーク」などがある。
	特定非営利活動促進法	平成１０年１２月施行。公益な活動を行う団体に簡易・迅速な手続きのもとで広く法人格（ＮＰＯ法人）を付与することにより、その活動を側面から支援する目的で制定された。
	ドメスティック・バイオレンス	親密な関係にある男女間で行われる身体的・精神的な暴力のこと。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成１３年４月に制定され、１０月１３日（一部は平成１４年４月１日）から施行された。平成１６年１２月２日には、配偶者に限っていた保護命令の対象を元配偶者に拡大すること、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度を設けることとともに、退去命令の期間を２か月に延長することなどを柱とした改正法が施行された。
	パートタイム労働法	平成５年１２月施行。短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようし、短時間労働者の福祉を増進するために定められた。
	バリアフリー化	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
ま行	メディア・リテラシー	メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）	「リプロダクティブ・ヘルス」は、個人、特に女性の身体的、精神的及び社会的に健康であるための自己決定権を保障する考え方。「リプロダクティブ・ライツ」は、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念のこと。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題としては、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性生活・妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあり、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されている。
	労働者派遣法	昭和６１年７月に制定された。当初は、派遣対象となる業務が専門性の高いものに限定されていた。その後、平成８年と平成１１年に改正され、対象事業が拡大された。